

7 月 13 日（月）、第 1 回の公聴会が開かれました。

1 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 72 号）
国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（内閣提出第 73 号）

- ・公述人から意見を聴取し、質疑を行いました。

| | |
|-----------------|-----------|
| （公述人）岡本アソシエイツ代表 | 岡 本 行 夫 君 |
| 東京慈恵会医科大学教授 | 小 澤 隆 一 君 |
| 首都大学東京法学系准教授 | 木 村 草 太 君 |
| 同志社大学法学部教授 | 村 田 晃 嗣 君 |
| 法政大学法学部教授 | 山 口 二 郎 君 |

（質疑者及び主な質疑内容）

今 津 寛君（自民）

- ・安倍政権が積極的平和主義の下で平和安全法制の整備を進めていることについて、岡本公述人及び村田公述人の評価を伺いたい。
- ・我が国の安全保障政策の基軸となる日米安保条約と平和安全法制の整備の関係について、岡本公述人及び村田公述人の見解を伺いたい。
- ・平和安全法制関連法案を「戦争法案」と批判する意見について木村公述人の見解を伺いたい。

寺 田 学君（民主）

- ・ホルムズ海峡が機雷封鎖される蓋然性は以前と比べて高くなっているのか、岡本公述人及び村田公述人の見解を伺いたい。
- ・平和安全法制の整備後は、I S I L 対策として現在我が国が行っている関係国への資金援助以外に自衛隊による何らかの行動を行うことが必要と考えるか、岡本公述人の見解を伺いたい。
- ・保守本流とは寛容と忍耐の精神を持ち、コンセンサスを大事にすることと考えるが、保守のこれまでの変遷について、山口公述人の見解を伺いたい。

柿 沢 未 途君（維新）

- ・維新案の「武力攻撃危機事態」と政府案の「存立危機事態」とを比較し、それぞれをどのように評価するか、木村公述人の見解を伺いたい。
- ・個別的自衛権と集団的自衛権の重なり合う部分は自衛権として認められるべきとする「自衛権の再定義」という

考え方について、木村公述人の見解を伺いたい。

- ・ニカラグア事件の国際司法裁判所の判決において、集団的自衛権行使の要件として、特に、武力攻撃を受けた国からの要請が必要であると判示されたにもかかわらず、政府案では、当該要請が要件として条文化されていないことについて、木村公述人の見解を伺いたい。

岡 本 三 成君（公明）

- ・平和安全法制の目的は、日米安保の実効性を強化し、それによって抑止力を高めることにあると考えるが、平和安全法制の必要性和効果について、村田公述人の見解を伺いたい。
- ・アジア地域における日本外交の役割及び日米同盟の重要性について、岡本公述人及び村田公述人の見解を伺いたい。
- ・民主及び維新共同提出の領域警備法案について、村田公述人の評価を伺いたい。

赤 嶺 政 賢君（共産）

- ・新ガイドラインの策定と一体で検討された平和安全法制は、日米安保条約の実質的改正と考えるが、小澤公述人の見解を伺いたい。
- ・我が国に対する武力攻撃がない中での武力行使を一部認める考え方をどのように評価するか、小澤公述人の見解を伺いたい。
- ・新ガイドラインと平和安全法制によって、沖縄の基地は、日米一体の拠点として大きな役割を与えられ、世界を見据えた恒久的な基地と位置付けられると考えるが、沖縄に所在する米軍及び自衛隊の基地の今後の変容について、

山口公述人及び小澤公述人の見解を伺いたい。